

四万十市議会公告

四万十市議会議場システム更新及び大型モニター設置業務を施行するにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年6月26日

四万十市議会議長 平野 正



1 業務名称

四万十市議会議場システム更新及び大型モニター設置業務

2 業務概要

(1) 業務目的

本業務は、四万十市議会の議場及び録音室等に設置している音響・映像機器等から成る議場システムを更新するとともに、新たに議場内に発言者名等を表示する大型モニター等を設置し、議会運営の円滑化及び効率化を図ることを目的とし、提案等を求め総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するもの。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間（予定）

契約締結日から令和12年1月31日まで

※ システム更新業務の履行期間は、契約締結日から令和6年1月31日まで

※ 賃貸借期間は、令和6年2月から令和12年1月まで（6年間）

(4) 提案見積上限額

23,226,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 参加表明時点で、国、県及び本市の入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 四万十市暴力団排除条例（平成23年条例第3号）に基づく排除措置を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていない者
- (6) 納期限の到来した国税、都道府県税、市区町村民税を滞納していない者
- (7) 本業務と同一の業務を、地方議会において導入し、運用している実績がある者

4 参加手続等

(1) 担当部署

本プロポーザル及び本業務担当

所 管 課：高知県四万十市議会事務局

住 所：〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地

電話番号：0880-34-5071

FAX 番号：0880-34-1827

E-mail：gikai@city.shimanto.lg.jp

※ 上記担当窓口の対応可能時間は、土日祝日を除く8時30分から17時までの間とする。

(2) 関係資料の交付方法

資料は全て四万十市議会及び四万十市公式ホームページからダウンロードすること。

URL : <https://city.shimanto.gsl-service.net/>

URL : <http://nyusatsu.city.shimanto.lg.jp/oa-05/oa-05-03/index.html>

(3) 参加表明書等の提出

ア 提出期限 令和5年7月10日(月)17時

イ 提出場所 上記(1)のとおり

ウ 提出方法 持参、郵送又は宅配便

参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を令和5年7月6日(木)17時まで、持参、郵送又は宅配便により提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和5年7月21日(金)17時

イ 提出場所 上記(1)のとおり

ウ 提出方法 持参、郵送又は宅配便

※ 上記(3)、(4)の提出方法のうち、郵送又は宅配便による場合は、提出先に提出書類が配達された記録が残る方法により提出すること。

5 選定方法等

(1) 参加資格審査(書類審査)

提出された参加表明書等を基に担当部署において資格要件の審査を行う。

(2) 候補者の選定

四万十市議会議場システム更新及び大型モニター設置業務公募型プロポーザル審査委員会において、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、四万十市議会議場システム更新及び大型モニター設置業務公募型プロポーザル実施要領に定める評価基準に基づき評価し、契約候補者等を選定する。

6 審査基準

企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリング内容等により、事業者における本業務の導入・運営に係る実施体制及び能力等を総合的に審査する。

7 契約の方法

候補者との間で締結することとなる契約は、地方自治法(昭和22年法律67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に該当する長期継続契約である。締結する契約書の条文には、下記の特約事項を追加する。

「(特約事項)

第〇〇条 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合にはこの契約を解除するものとする。

2 乙は、前項の規定による契約の解除に伴い、乙に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。」

8 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(2) 市から指示があった場合を除き、提出期限以降の差替え及び再提出は認めない。また、提出書類に虚偽の記載があった場合は当該提案者の提案は無効とする。

(3) 詳細は、四万十市議会議場システム更新及び大型モニター設置業務公募型プロポーザル実施要領等による。

(4) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、業務計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わない。